

○優遇措置

対象業種	奨励措置の種類	交付要件等	対象経費等	交付額	対象期間	限度額
<製造業等> ①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④こん包業 ⑤卸売業 ⑥情報通信業（インターネット付随サービス業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業を除く。） ⑦学校教育	立地奨励金の交付	1 従業者が5人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者が3人以上かつ投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が2,000万円以上であること。	投下固定資産に係る固定資産税相当額	納付した対象経費相当額(立地後最初に義務を負う年度から5年間は10分の10を乗じて得た額、その後の5年間は10分の5を乗じて得た額)	立地後最初に義務を負う年度から10年間	納付した対象経費相当額
	雇用奨励金の交付		立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日における新規地元雇用者数及び配置転換者等の数に50万円を乗じて得た額	新規地元雇用者及び配置転換者等の数に50万円を乗じて得た額	立地につき1回限り	7,500万円
	用地取得奨励金の交付	上記1及び2のほか 用地取得面積が5,000平方メートル以上であること。	用地取得に要した経費	対象経費の4分の1相当額	立地につき1回限り	2,500万円
	上水道使用奨励金の交付	上記1のほか 新設に伴い、本来業務の用に供するため上水道を使用すること。	上水道使用料相当額	納付した対象経費相当額	上水道使用料金の納付義務が発生した月から3年間	2,500万円
<ビジネス支援サービス業等> (1)ビジネス支援サービス業 ①インターネット付随サービス業 ②デジタルコンテンツ業 ③ソフトウェア業 ④情報処理・提供サービス業 ⑤機械設計業 ⑥商品検査業 ⑦非破壊検査業 ⑧研究開発支援検査分析業 (2)コンタクトセンター (3)バックオフィス	立地奨励金の交付	1 従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。 2 増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては3人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。	立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに取得した設備機器に係る固定資産税相当額	納付した対象経費相当額	立地後最初に義務を負う年度から3年間	納付した対象経費相当額
	雇用奨励金の交付		初回は、立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日における新規地元雇用者数及び配置転換者等数、 次回以降は、過年度に交付された新規地元雇用者数及び配置転換者等数を除く人数	新規地元雇用者及び配置転換者等の数に50万円を乗じて得た額	操業開始の日から3年間	7,500万円
	設備費補助金の交付		立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費	対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り	5,000万円
	研修費補助金の交付		立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの新規地元雇用者に対する研修に要した経費	対象経費の2分の1相当額	立地につき1回限り	1人につき20万円
	建物賃料補助金の交付		本来業務の用に供する建物賃料(共益費等の附属費用を除く。)	対象経費の2分の1相当額(市以外から補助金の交付を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の2分の1相当額)	最初に賃料を支払った月から3年間	なし